

# 総 会 会 議 録

平成 31 年 4 月

平成 31 年 4 月 10 日 (水) 開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会会議録

会 期 平成 31 年 4 月 10 日(水)  
開 会 午前 9 時 30 分、閉 会 午前 10 時 2 分  
場 所 宮津市役所 第 5 会議室

## 農業委員

出席 宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、関野 揚司、  
中嶋 道博、市田 嘉則、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、  
吉田 進、小嶋 保徳、石田 弘司 12 名

欠席 今中 睦美、古橋 隆三 2 名

## 農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、枘田 益一、糸井 久和、  
和田 隆、田中 茂嗣、品川 泰志、荻野 有信 9 名

欠席 溝口 喜順 1 名

事務局員 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

## 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第 10 号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について
- 日程第 3 議案第 11 号 非農地証明について
- 日程第 4 議案第 12 号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
- 日程第 5 議案第 13 号 農用地利用配分計画について

〔藤井会長〕 おはようございます。

ただ今から、平成 31 年 4 月の総会を開催します。

平成最後の総会となります。本委員会は新体制となり 1 年半が経ち、今月 19 日にはトップ会議もあり、皆さんのお陰と喜んでいきます。4 月から市の人事異動で当事務局にも異動があり、少しバタバタしている面がありますが、地

に足を付け、本日の議題をスムーズに進めていきたいと考えています。最初に、人事異動に伴う事務局長の交代について、新旧の方からそれぞれ挨拶をいただき、推進会議終了後に、市の農林水産課から機構改革や人事異動の挨拶、本年度の事業について説明を受ける予定としております。

〔大銅前事務局長〕 本年度の人事異動により、企画財政部財政課の公共施設マネジメント担当課長に配属されました。2年間、大変お世話になりました、ありがとうございました。

〔小西事務局長〕 本年度の人事異動により、事務局長をお世話になることとなりました小西正樹と申します。与謝野町出身で、実家は農業をやっています。昨年まで3年間、産業振興課に所属しておりました。農業は、初めてとなります。微力ですが、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

〔藤井会長〕 大銅前事務局長には、新体制になってからトップ会議までお世話になり、本当にありがとうございました。小西局長には、これからお世話になりますが、よろしく願います。

〔藤井会長〕 市の機構改革について説明を受けます。

〔小西事務局長〕 お手元資料の31年度組織体制を御覧ください。

4月の機構改革で、企画部が企画財政部となり、1部減り、人材不足や財政健全化もあり22あった課が17課になって、スリム化が迫られています。産業経済部では、産業振興課と農山漁村振興課が、それぞれ、商工観光課、農林水産課に整理されています。

〔藤井会長〕 本日の出席委員は24名中22名、欠席委員は、今中委員、古橋委員です。溝口委員は遅れて来られる模様です。農業委員の過半数が出席していますので、総会は成立しております。

それでは、日程第1「議事録署名委員」の指名をします。

内方委員と関野委員、願います。

〔藤井会長〕 次に、日程第2 議案第10号 「農地法第5条の許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案、説明よろしく願います。

〔小山主査〕 お手元の資料3ページをお願いします。

農地法第5条の許可申請に係る意見について、下記の申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。

大字上司※※番地、登記簿地目は畑、面積は合計※※㎡です。

譲渡人は、※※様、譲受人は※※様。転用目的については、住宅を建築するためです。

地図は4ページ、写真は22ページの上段に掲載しております。

5ページをお願いします。本案件に係る京都府への意見書となっております。

転用の計画は、着工が令和元年5月1日、完了が令和2年4月30日。農地区分は、第3種農地であり、原則転用可能です。また、周辺農地への影響につきましては、雨水はU字型側溝を設置し、汚水は浄化槽であり支障はないと考えます。総合意見として転用はやむを得ないと考えられます。

この筆については、現在は近隣の方が借りて耕作されていますが、正式な利用権設定の手続はされていません。所有者は市外におられ、こちらに帰ってこられる見込みはなく、申請地に隣接して農道がありますが、地元の農家組合長の同意書もいただいています。

議案第10号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただいまの説明に対し担当の中嶋委員から説明をお願いします。

〔中嶋委員〕 3月25日に事務局の大銅前事務局長と小山主査と現地立会を行いました。また、担当委員の荒砂推進委員と立会いました。野菜類等植わっておりますが、正式な小作人ではなく、転用があった際には、これを撤去すると事務局から伺っております。雨水は側溝に流すなど問題はありませんが、字切図では、農道ではなく里道ではないかと考えており、境界線はしっかり明示しておく必要があると事務局及び譲受人にも伝わっております。転用はやむを得ないと考えております。

〔藤井会長〕 それでは、議案第10号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

〔尾関委員〕 着工はいつからとおっしゃいましたか。

〔小山主査〕 令和元年5月1日です。

[中嶋委員] 読替規定で、令和元年でも平成31年でもいいはずです。

[小西事務局長] 行政文書の元号につきましては、既に提出された文書については、読み替えて訂正は求めないということになっております。ここでは、平成31年ということで、令和ですと令和元年ということになります。資料が令和31年とありますが、訂正させていただきます。

(その他の意見なし)

[藤井会長] 議案第10号につきまして、異議なしと認めて許可相当として意見することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

[藤井会長] それでは、議案第10号については許可相当として進達します。

[小山主査] 資料6ページをお願いします。日程第3 議案第11号「非農地証明について」です。下記の申請人より非農地証明の願出があったことについて議決を求めます。3件あります。1件目、字由良※※番地、地目は畑、面積は142㎡、所有者は※※様、※※にお住まい。平成19年頃から耕作をされていません。

2件目は、3筆あり、字由良※※番地ほか2筆、地目は1つが田、ほか2筆は畑、面積は3つで75㎡、所有者は※※様、昭和初期以降耕作していない筆が1つとほか2筆は平成5年頃から耕作されていません。

7ページをお願いします。2筆あり字波路※※番地ほか1筆、地目はいずれも畑、面積は合計623㎡、所有者は※※様、非農地の事由は、昭和30年頃以降から耕作されていません。

地図は8ページから12ページ。写真は22ページの下段、2番は、23ページ。3番波路は、24ページに掲載しております。

1番の案件は、平成19年頃としておりますが、所有権移転したのが、その頃で、実際には、もっと以前から耕作されていなかったと確認しております。なお、昨年、隣接の土地で非農地証明しております。

議案第11号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

[藤井会長] それでは、ただいまの説明に対し担当委員から説明をお願いします。

1 番については、私から、2 番、3 番については内方委員からお願いします。

〔藤井会長〕 写真のとおりいずれも 10 年以上経過した土地です。22 ページ下段の写真の手前が国道、23 ページは、上段が宅地の一部、下段は、右が国道、左が由良川で国道沿の土地。いずれも 10 年以上経過しております。非農地やむなしと考えております。

〔内方委員〕 波路について報告します。24 ページの上段の写真のとおり原野化している土地、また、下段は農機具等の収納された建物であり、いずれも仕方ないと考えております。

〔藤井会長〕 それでは、議案第 11 号について何か御意見、御質問等ございませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 議案第 11 号につきましては、証明書を交付します。

〔藤井会長〕 次に、日程第 4 議案第 12 号「農用地利用集積計画（利用権設定）について」及び日程第 5 議案第 13 号「農用地利用配分計画について」を議題とします。今回は通常の利用権設定に係る議決に加え、農地中間管理機構を介した農地の貸借の設定について、市長より意見を求められています。

お手元にごございます配布資料にありますとおり、本議案の当事者である吉田委員、品川推進委員、荻野推進委員には、ここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(吉田委員、品川推進委員、荻野推進委員 退席)

事務局より提案説明をお願いします。

〔小山主査〕 本案件に係る退席者について、今一度名簿にて確認をお願いします。13 ページをお願いします。議案第 12 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借についてです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。20 件ございます。いずれも 4 月に利用権設定の一括更新を

した際の締切に間に合わなかったもので、1番から9番は※※様から提出のあったものでございます。

20ページをお願いします。こちらは中間管理機構を介した利用権貸借の設定となっております。よって、21ページにある農用地利用配分計画にある筆も同じ筆であり、合わせてお諮りをします。存続期間は、平成31年4月18日から平成41年4月17日までの10年間となっております。なお、本農業委員会における利用権設定は4月15日はじまり4月14日終わりの1年間ですが、中間管理機構を介したものは、期間の設定は任意にできることとなっておりますので、申し添えます。議案第12号及び議案第13号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 これより、議案第12号及び議案第13号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

〔小山主査〕 1点、補足があります。19ページをお願いします。18番については、設定期間が1月少なく、現在の貸借の期間が5月23日までとなっており、更新が設定されれば新たに5月24日から再び設定されることになっております。

〔藤井会長〕 意見等をお願いします。

(意見なし)

〔藤井会長〕 議案第12号については議決し、議案第13号については意見なしとします。議案第12号 農用地利用集積計画(利用権設定)については議決し、議案第13号 農用地利用配分計画については意見なしとします。退席委員は再入室いただきますようお願いいたします。

(吉田委員、品川推進委員、荻野推進委員 再入室)

〔藤井会長〕 以上で、議事日程は全て終了しました。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 後 井 忠

委 員 内 方 誠

委 員 関 野 揚 司

記 録 者 小 西 正 樹